

第432回佐賀地方最低賃金審議会

1 日時 令和4年7月6日(水) 10時00分～

2 場所 佐賀第2合同庁舎 共用大会議室2

3 出席者

公益委員	安 徳 弥 生
	甲 斐 今日子
	富 田 義 典
	松 本 さざり
	安 永 治 郎

労働者代表委員	草 場 薫
	草 場 義 樹
	小 池 和 明
	矢ヶ部 教 馬
	吉 岡 保 博

使用者代表委員	八 谷 浩 司
	平 野 智 子
	淵 上 正 樹

事務局

労働局長	重 河 真 弓
労働基準部長	川 辺 博 之
賃金室長	川 浪 盛 雄
賃金指導官	山 下 恵美子
賃金調査員	伊 東 怜 奈

賃金指導官

定刻となりましたので、ただ今より第432回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

傍聴人の皆様は、既にお渡しをしております「傍聴に関する遵守事項」に従っていただきますよう、お願いをいたします。

私は、本年4月から賃金室で勤務しております山下でございます。よろしくお願いいいたします。

本日は、西岡委員と松永委員から欠席との連絡をいただいておりますが、審議会が審議会令第5条第2項に規定する定足数に達していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は公開ということで、その旨を6月22日から6月30日まで公示したところ、佐賀県庁から1名傍聴されております。

では、議事に入ります前に、本年4月に事務局に異動がありました。私のほかにも賃金室長に異動がありましたことをお伝えいたします。

賃金室長

川浪でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

賃金指導官

それでは、進行を富田会長にお渡ししたいと思います。富田会長、よろしくお願いいいたします。

富田会長

皆様、富田でございます。

会長の任を務めさせていただきます。

今年も丁寧な議論と円滑な運営に努めたいと思っておりますので、皆様の御協力の程をよろしくお願いいいたします。

それでは、進めさせていただきます。

議事に入ります前に、今回、使用者側委員の交代がありました。使用者側の佐賀県中小企業団体中央会専務理事の西岡剛志さんが新しい委員となりました。今日は欠席となっておりますが、皆様の方に紹介させていただきます。

それでは議事に入ります。本日は、最低賃金の改定につきまして諮問をいただくことになっております。諮問に先立って重河労働局長から、御挨拶をしていただきます。

労働局長

それでは、佐賀県最低賃金の改正決定の諮問に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

昨年度の佐賀県の最低賃金につきましては、コロナ禍における県内の経済・雇用の状況を見極めつつ、地域における事情を総合的に勘案していただき、29円の引き上げとなっているところでございます。

引き続き、ポストコロナを見据え、経済の好循環を実現していくためには、最低賃金の引上げを含めた人への投資というものを継続していくことが重要と考えているところでございます。

御承知のとおり、今年度の6月7日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」さらに「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針2022」骨太の方針におきまして

- ・人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な決定事項である。
- ・最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細かな支援や取引適正化等に取り組む
- ・景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が1000円以上となることを目指し、引上げに取り組む

とされたところでございます。

一方、県内の雇用情勢を見ますと、先週末、私共の方で発表させていただきましたが、令和4年5月の有効求人倍率は1.38倍とこれまでで最高値となり、総括といたしましては、回復に向けて着実に歩みを進めていると考えているところでございます。

他方、経済情勢の方を見ますと、業績がなかなか上向かない、芳しくないという企業と、コロナ前の状況までなんとか回復している、若しくは上回ってきている企業もあるところですが、これもまた御承知のとおり、原油価格であったり原材料価格であったりそういったものの値上がりもありまして、依然厳しい情勢にあると思っているところでございます。

このような状況から労働局としても、関係機関の皆様との連携を含めた企業への支援に取り組み、最低賃金の改定の環境整備に努めていく所存でございます。

最後になりますが、経済の好循環を実現するためには、最低賃金の引上げの継続が重要でございますので、委員の皆様におかれましては、県内の状況について考慮いただき審議のほど是非よろしくお願いいたします。

以上、御挨拶とさせていただきます。

続けて諮問をさせていただきます。

富田会長

それでは、諮問文をお受けいたします。

労働局長

佐賀地方最低賃金審議会会長富田義典殿、最低賃金の改正決定について（諮問）最低賃金法第12条の規定に基づき、佐賀県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022に配慮した、貴会の調査審議を求める。

富田会長

ただいま、労働局長から諮問文を読み上げていただきました。

それでは諮問がございましたので、当審議会におきまして「佐賀県最低賃金の改正決定について」の審議を、これから行っていくということになります。

次に、本日の資料が用意されておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

それでは、川浪の方から資料の説明をさせていただきます。

資料は、お手元にA4で左上をホッチキス留めしているものです。タイトルは「第432回 佐賀地方最低賃金審議会資料」と題しております。

まず、2ページの「第1図 鋳工業生産指数の推移（平成27年=100）佐賀」を御覧ください。

平成27年を100とした指数です。折れ線グラフの青は生産、赤は出荷、灰色は在庫指数を示しております。直近の状況ですが、令和4年4月は在庫がかなり減っておりますが、それに伴い出荷が右肩上がりで、今年に入って少し上向いてきている状況です。一方、生産の方が下降傾向です。

3ページ目の「第2図 鋳工業生産指数の推移（平成27年=100）全国」を御覧ください。こちらは、全国の図になっておりますが、母数自体が大きいので、佐賀県と違うところは、数値のブレが少ないということです。ただ同じような傾向といたしまして、出荷に伴って在庫が当然少なくなっているということです。出荷・生産ともに若干ですけれども、前年より増加しているという状況にあります。

続きまして、4ページ目は「第3図 消費者物価指数の対前年(同月)増減率推移」をグラフにしたものです。佐賀県が青の折れ線グラフで、全国が赤の折れ線グラフで表しています。こちらの方は、皆様方御承知のとおり、マスコミ等で物価指数の話は耳にする機会が多いかと思いますが、去年あたりからかなり右肩上がりで増えてきています。直近の佐賀は、前年の同月と比べて2.5%上昇し、全国と同じ数値になっています。

次に「第4図 有効求人倍率の推移」を御覧ください。佐賀県の数値は、佐賀労働局が発表している資料を使用しております。先ほど労働局長からの挨拶のなかでも御紹介させていただきましたけれども、令和4年5月は過去最高の1.38倍となっております。コロナ前の状況に戻ってきつつありますし順次増えておりますが、雇用情勢につきましてはこのように右肩上がりの傾向です。全国につきましても、同じように増加しております。

続きまして、6ページ目の「第5図 月間定期給与額の推移」につきましては、毎月勤労統計調査の数値によるものです。

以下、第5図から第7図まではそのデータを用いたものです。第5図につきましては月間の定期給与額、名目は賃金になりますけれども、佐賀県が青で全国を赤で示しております。単位は千円ですので、佐賀県の令和4年3月は232,700円で、全国の数値は267,600円となっております。こちらについても、若干ではありますが右肩上がりの傾向を示しております。

それから、7ページの「第6図 月間総実労働時間数の推移」につきましては、令和4年4月はデータが入っておりませんので「-」で修正を御願いたします。申し訳ございません。

佐賀県の令和4年3月は140.7時間となっており、若干1月・2月に比べてどうしても年度末ということもございまして、例年どおり、3月から4月にかけては労働時間が若干増えるという傾向がありますので、これだけでもって、経済や景気が上向いているとは言えないわけですが、そのような数字を示しております。

続きまして、同じく労働時間でございまして「第7図 月間所定外労働時間数の推移」を8ページに示しています。こちらの方は、所定外いわゆる残業時間になりますけれども、残業時間の平均値を示しております。

佐賀県の1月は数値がかなり落ち込んだグラフとなっております。まだ去年並とは申しませんが、若干増えつつある傾向にあります。

全国につきましては、そんなに増減はなく、だいたい10時間前後で推移している状況です。

9ページから12ページにつきましては、今までのデータの実数値になりますので、こちらの方が見やすいかも知れませんが、9ページが鉱工業生産指数（総合）で第1図に相当するものです。

右隣の新設住宅着工件数は、グラフにはしておりませんが説明をさせていただきます。佐賀県につきましては全国と比べても着工件数は、着実に増えている状況です。

続きまして、10ページの方を御覧ください。一番左側の「消費者物価指数」につきましては、先ほどグラフ化したものがございます。それから、右隣の国内企業物価指数を御覧ください。令和2年を100とした値になりますので、令和2年当時と比べますと令和4年4月で112.8と、対前年比の全国との比較でも1.3というところになっております。

右隣の「消費支出」につきましても、当然価格の上昇がありまして消費支出がそれに伴って増えつつあります。

「消費性向」についても、佐賀市だけのデータになっておりますが、こちらについても、特に3月・4月にかけて増えています。

右隣の「大型小売店舗の売上額」でございます。当然、そういった価格とか消費関係のデータから4月の特に年度変わりというのもあり、3月から4月は人の動きもございますので、そこまで極端には増えておりませんが、マイナスからプラスに転じたところであります。

11ページを御覧ください。一番左側が、先ほど申し上げたグラフ化した「有効求人倍率」です。令和4年5月が1.38で、前月から0.03増えています。全国が1.24というところです。

続きまして、右側の「常用労働者雇用指数」については、佐賀のデータは、令和4年3月が直近のデータになりますけれども97.3になっております。

本指数は、令和2年を100としておりこれに対しての指数となっております。全国が、直近では101.6です。こちらについては、毎月勤労統計調査の事業所規模5人以上の数値を、令和2年を100とした値で指数化した値でございます。

右側を見ていただいて、対前年（同月）増減差ですが、これは単純に指数を差し引いた値です。3月にマイナスになっておりますが、こちらについては増減を繰り返している状況にあります。

それから右側にいきまして、「完全失業率」を御覧ください。こちらは、総務省の労働力調査によるものです。印で平成23年までは沖縄県を含むとありますが、平成24年から沖縄県のデータは入っていないので、九州という表記をさせていただいております。こちらは九州と全国の比較になります。九州は四半期ブロックのデータしかありませんので、3月ごとのデータを示し

ております。直近でいいますと、令和4年1月から3月期のデータになりますが、完全失業率は2.9%、全国の方は毎月の完全失業率になりますけども、直近で2.5%ということで令和4年5月は2.6%です。

一番右側は「企業倒産」の件数で実数になり、資料出所は東京商工リサーチによるものです。累計でいいますと今年に入って9件、昨年同期の6月と比べると、18.2%の減少というところであります。

続きまして、12ページを御覧ください。こちらの方は、毎月勤労統計調査の地方調査の結果でございます。佐賀と全国の調査結果の比較になります。左端が先ほど申し上げたグラフ化したもので、「月間現金給与総額」の数値になります。単位は千円で、全国と佐賀との比較でございます。

右側が「月間定期給与額(きまって支給する給与)」いわゆる定期給与で所定給与部分です。直近のデータで令和4年3月の佐賀は232,700円、全国は267,600円です。こちらについては、所定給与の部分ですので定期給与の部分です。対前年で比べますと、プラスに転じており、全国も同様にプラスに転じているという状況でございます。

それから「月間総実労働時間数」ですが、こちらの方もグラフ化しておりますので詳しくは述べませんが、直近のデータで平均が140.7時間、全国で136.7時間というところです。こちらについては、年度替わりとか年末年始という時期によって増減は見られますが、前年と比べますと、若干「月間総実労働時間数」は減っております。

それから「月間所定外労働時間数」ですが、こちらについても前年と比較しまして、佐賀については若干減っているというデータになっております。

続きまして、13ページの「令和4年春闘 各機関別賃上げ集計状況(加重平均)」を御覧ください。こちらについては、春闘の状況を集計したものです。加重平均になりますが、今朝の新聞等で連合の最終集計が7月5日公表の数値が出ておりましたが、7月1日現在で集計をしたものですので若干値が違います。令和4年の太線で囲っている部分ですが、令和4年6月3日公表時点の数字で、全体で2.09%です。今のところ最終集計は2.07%になっております。

なお、平成27年から令和3年までの値は、最終集計の値を示しておりますので、来年は令和4年分が最終集計の値になります。

比較として、昨年同時期ということで、6月の集計の値を書いております。コロナ禍前の状況にほぼ戻ったというニュース等もありましたけれども、そういった春闘の結果になってございます。

一方、経団連の発表でございますが、上の方がいわゆる大手の企業で一部上場の500人以上と、それから500人未満に分けてございます。令和4年同じく太線で囲っているところですが、こちらにつきまして、5月20日公表時点

で 2.27%の 7,430 円、500 人未満の企業につきましては 6 月 10 日公表時点で 1.97%の 5,219 円となっております。昨年の同時期と比べましても、上がってきているというところでありませう。

それから、厚生労働省の発表になりますが、主要企業の調査というところで、資本金 10 億円以上かつ従業員数 1,000 人以上の企業であって、労働組合のあるもの、いわゆる大手企業の主要調査の調査結果です。令和 4 年分が、まだ発表されていない関係で数値を算出しておりませう。令和 3 年は 1.86%の 5,854 円となっております。これは昨年のデータなので、令和 4 年のデータとの比較はできませんが、上記の連合と経団連と比較していただければお分かりのとおり、数字的には大きな差がありません。ですので、令和 4 年につきましては、おそらく 2%台に戻るのではないかとおぼろげに思われます。

続きまして、14 ページからですが、こちらにつきましては、冒頭の労働局長の挨拶のなかで骨太方針、閣議決定の話がありましたので、説明の方は省略させていただきます。

最低賃金関係につきましては、16 ページの「賃上げ・最低賃金」から 17 ページの上から 8 行目までの下線部のところですよ。

『人への投資のためにも最低賃金の引上げは重要な政策決定事項である。最低賃金の引上げの環境整備を一層進めるためにも事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援や取引適正化等に取り組みつつ、景気や物価動向を踏まえ、地域間格差にも配慮しながら、できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1000 円以上となることを目指し、引上げに取り組む。こうした考えの下、最低賃金について、官民が協力して引上げを図るとともに、その引上げ額については、公労使三者構成の最低賃金審議会で、生活費、賃金、賃金支払能力を考慮し、しっかりした議論する。』

続きまして、19 ページの「令和 4 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（地域別最低賃金の場合）」を御覧ください。

この表は、令和 4 年度の答申がなされた日と、法定効力の発生日の関係を示した表となっております。

答申が 8 月 5 日のところを見ていただければと思いますが、平日で 8 月 5 日の答申であれば、10 月 1 日の法定発効というところになります。後ほど、審議の予定については説明いたしますけれども、これに基づいて予定を立てていただくこととなります。

資料の説明につきましては、以上とさせていただきます。

富田会長

どうもありがとうございました。

それでは皆様、御質問御意見等ございましたら、お出してください。

甲斐会長代理
質問よろしいですか。

富田会長
はい、どうぞ。

甲斐会長代理

10 ページのデータですが、消費支出のところでは佐賀県の佐賀市の分だけの掲載となっておりますが、これについては、全国のデータもあるのかと思います。次回までに専門部会の時でも結構ですので、お願いしたいと思います。数字の動きが読めないところがありますので、全国と比較したいと思います。よろしくをお願いします。

賃金室長
はい、分かりました。

富田会長
ほかにございませんか。
私から一つよろしいでしょうか。

10 ページの大型小売店売上額ですが、これは令和3年あたりの月毎の数字が載っていますが、ここもこれから新しい数字が出てきて、統計補充されるかと思えます。大型小売店の売上げというのは、支払能力に絡んでくるので、よろしくをお願いしたいと思えます。

賃金室長
分かりました。

富田会長
皆様、ほかにございませんか。

草場（義）委員
よろしいでしょうか。

富田会長

はい、どうぞ。

草場（義）委員

ここには載っていないのですが、近年、物価が上がっています。近年にない、物価上昇のデータを見たいと思いますが、そういうのも準備していただけたら助かります。

賃金室長

確認なのですが、今のお話は、例えば、食品ごとにとかですか。生鮮食品とか、燃料だとか。それとも小売価格ということでしょうか。

草場（義）委員

私も漠然と言っているのですが、要は今、食品関係が上がってきています。その実態が常に上がっていつているのでよく見えない、足し算をしていけば相当上がっているような感じがします。日々、そういうのを毎日チェックしているわけではないので、どこかの断面で、これだけ上がっている状況だというデータを、食料品でもいいですし。

賃金室長

次の専門部会までに、公開されている分で、その範ちゅうであればお渡しできると思います。

甲斐会長代理

今の件に関して、よろしいでしょうか。

富田会長

はい、どうぞ。

甲斐会長代理

先ほど、私がお願いした消費支出のところ、実は令和3年3月はかなりピークを迎えています。多分例年3月はいろいろな動きがあってピークを迎えて、4月には一旦下がりますが、今年度は、3月に上がって更にまた4月に上がっている。その消費支出の総額が上がってきているというのは、一つの象徴ではないかと思えます。

これは、佐賀県特有の何か理由があるのか、全国的なものがあるのかわからないので、全国と比較したいと思ったところです。

賃金室長

物価上昇のデータに併せて御用意させていただきます。

富田会長

事務局の方、よろしく申し上げます。

皆様もいろんなデータだとか、気付いた点がありましたらよろしく申し上げます。

よろしいでしょうか、ほかにございませんか。

(質問なし)

富田会長

それでは、次の議題にいかせていただきます。

議事次第(2)「今後の審議について」ということで、まずは、事務局の方から説明をお願いします。

賃金室長

今後の審議予定でございますが、最後のページの20ページを御覧ください。

先ほども若干触れましたけれども、10月1日の発効を目指す関係で、一応、答申の予定を組むにあたって8月5日を予定させていただいているところでございます。予備日としまして、8月8日から9日・10日を組んでおります。

また、異議審については、異議申出締切日までは土日を除き15日間で、異議申出の締め切りが設定されております。それに対応しまして8月5日の答申に対しては8月22日の翌日である8月23日を異議審とさせていただいております。時間については、午前中に設定させていただいております。

同様に、8月8日については8月24日を同じように設定させていただいております。時間の方は、午前中で設定させていただいております。

審議にあたっては、専門部会を設けることとなっておりますが、お手元に、「最低賃金法第25条専門部会等」という資料の方を付けさせていただいております。こちらの方を御覧になっていただきたいと思いますが、25条の第2項のところに「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と定められております。

本日の諮問決定を受けて、専門部会を設置することとなりますので、専門部会の委員の皆様の人選につきまして、関係労働者を代表する委員及び関係使

用者、つまり労働者側と使用者側の委員につきましては、それぞれ関係団体の方から、御推薦の方をお願いいたしたいと思えます。

なお、公示につきましては、本日7月6日（金）から7月22日（金）までとさせていただきます、関係者の推薦をもって決定することとなりますので、御了承ください。

なお、公益委員を代表する人選でございますが、専門部会につきましては、富田委員、甲斐委員、安永委員をお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

（公益委員の同意を得る）

賃金室長

ありがとうございます。

それでは、よろしくお願いいたします。

同じく、最低賃金法の第25条の第5項につきまして、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。」という規定がありますので、その分の公示をいたします。

昨年は、意見書のみでの申出でしたけれども、一昨年は佐賀県労連から審議の場で意見を述べたいという申出がありましたので、専門部会の場で意見を述べていただきました。本年も、同様の申出がございましたら、会長等に御相談の上、専門部会の場で意見を述べていただくことをしたいと思えます。

以上で今後の審議につきまして、事務局からの説明とさせていただきます。

富田会長

専門部会の設置に関しましては、労使の皆様には御推薦の方をよろしく願います。

その次に説明していただいた、関係労使の意見を聴くというところでございますが、これについては公示期間がありますので、この期間に受け付けるということになります。それを過ぎると、原則としては受け付けないということで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、次にもう一度日程のことになりますけれども、目安が出るころから、もう一度事務局の方に説明しておいていただきたいと思います。

賃金室長

例年の目安の予定を踏まえて、去年と一昨年がオリンピックの関係で、かなり前倒しになっておりましたが、今年は3年前とほぼ同じ例年ベースになります。ここ最近2年間のイメージを持たれる方は、少し遅いなという感じもされているかと思います。例年どおり7月末から8月上旬にかけて、中央最低賃金審議会の目安が発表されるかと思います。

これもあくまで予測ですが、中央最低賃金審議会の方でも、目安審議については丁寧な審議がされるであろうというところがありまして、延びる可能性もありますけれども、一応、次回の審議会の日程を7月29日に設定させていただいております。

目安伝達が7月29日の前に出ないということがあれば、なかなか議論が進まないだろうというところもありますので、日程が万が一変更になる場合には、お伝えをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

富田会長

どうもありがとうございます。

資料の20ページに、先ほど説明していただいたような、日程を組んでおります。この日程はほぼ決まりだと思っていただいて、非常にタイトな日程になっております。20ページに書いてあります予備日の8日から10日までの予備日は使わないという保証はないので、予備日のところも空けていただくことを前提に、皆様考えといていただきたいと思います。

もちろん、予備日を使うという意味では決してございません。極力早めにとすることは、考えておりますのでよろしく願いいたします。

それでは、議事次第(3)「その他」の議題に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

富田会長

先般、この審議会の開催形式に関しまして、皆様にアンケートをしていただきました。ITを使うとか、テレビ会議システムをどう使うかということなのですが、それにつきましてアンケートをしましたので、そのアンケートの説明とそれに基づいて少し公益側でも議論もいたしましたので、そのお話をさせていただきたいと思います。

それでは、まずアンケートの結果の説明をお願いいたします。

賃金室長

事務局の方から、アンケート結果につきまして御説明をいたします。

事前に、6月30日で締め切らせていただきましたが、多くの委員様から御協力をいただき感謝申し上げます。

最低賃金審議会につきましては、そもそも原則どおり三者であるということには変わりはありません。他局や中央最低賃金審議会の状況につきましても、そういったことでございます。

その中で、今回、事前にアンケートを取らせていただきましたのは、昨今の状況で新聞等でも御存知と思いますが、新型コロナウイルスの感染人数は、佐賀県においても500人を超えたということです。全国的には、特に東京は5,000人台で有効実数も1.0倍を超えて、増加傾向にあるということです。ただ、この感染症等につきましては、御本人だけでなく御家族の方が感染した場合に、いわゆる濃厚接触あるいは職場で濃厚接触者になるということです。いつどこで誰がどのような関りで、故意でなくてかかる可能性があるということです。

それから、ほかに最近は自然災害も多くなってきました。緊急時に、本意でなくて来られない状況というところがありまして、いわゆる不測の事態に備えるために、規定と体制を整備するという意味で、規定を変えるという必要があるのではないかというところでもあります。

先ほどお話ししたように、全国的に中央最低賃金審議会、それから調べたところによりますと、九州各地方の審議会においては、当審議会と宮崎を除いて、九州沖縄昨年度改定がなされているということです。

オンラインありきということは決して考えてはおりませんが、健康で審議会に参加することは可能であるけれども、諸事情で参加ができないというところの規定を整備しようというところで、アンケートを取らせていただきました。

アンケート結果につきましては、従来どおりの参集方式のみで、パーセンテージだけの御紹介とさせていただきます。WEB方式に反対で、従来どおりの参集方式は15%、WEB方式ありに賛成は85%になりました。内訳を申しますと、WEB方式でもいいのではないかは8%、ハイブリッドである参集方式とWEB方式の併用は46%、どちらでも良いという回答は31%となっております。

それを受けて、実際に規定の実施にあたっての判断基準、先ほども例を述べさせていただきましたが、感染症や災害等そういったことで誰がどのような基準で判断するのかということと、委員の方たちがオンラインに参加しようにも端末がない場合にはどうしたらいいのか、というような様々な問題もありますので、事務局としては整理した上で、後日、改めて整理できた段階で提案という運びとさせていただきます。

以上でございます。

富田会長

今の説明について、質問等はございませんでしょうか。

草場（義）委員

1点だけ。

富田会長

はい、どうぞ。

草場（義）委員

不測の事態に備えるという、考え方についてはあっていいと思います。あと、実態として安易にオンラインを利用した参加というようなことがないような、歯止めをかけておくということが重要ではないかと思います。

以上です。

富田会長

ほかにございませんか。

富田会長

昨日も、公益委員の方で少し時間をかけて、この問題については協議しました。確かに、不測の事態で社会的な防疫の体制だとか、あと他方で新型コロナウイルス感染症がきっかけになって、いろんな技術が発達してきていて、会議システムなんか新しい技術が出てきています。社会を守るのと同時に技術の発達もあるので、両者を念頭に置きながらできるだけ良い改良と形態の方を模索していかなければならないだろうと思います。

公益委員の方は、そういう不測の事態に対応するような形での体制を整えておくということは先ず良いだろうと。ただ、あくまでも念には念を押さなければならぬということですね。

新しい体制が取れるような準備をしておかなければならないということも、必要だということは認められます。

そうすると、規定の改正をどうしてもしなければなりません。それに当たっては、先ほど草場（義）委員がおっしゃったように、協議をしておかなければならない事項も、昨日の公益委員会議で話し合いました。規約にどこまで書くかということは、別問題なのですが詰めておかなければならない点の確認と、

どのような規約にするかという提案を経て、早めに皆様に提案をできるように準備をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。この問題について、何かございましたらお願いします。

甲斐会長代理

よろしいでしょうか。

富田会長

はい、どうぞ。

甲斐会長代理

事務局をお願いしたいのは、1点です。やはり、テレビ会議システムとWEB会議システムとオンラインと、そういったところの整理ができていないのではないかと、私は思っています。

中央最低賃金審議会の運営規定は、「テレビ会議システム」と明らかに書いていますが、この「テレビ会議システム」をここでできるというのは、物凄くお金を掛けないとできないことだと思います。

ですので、アンケートの段階で皆様が、どういうオンラインの方法で受けたのかというのが、どうも何かちぐはぐで共通理解ができていないと思います。事務局の方も、どうもはっきりと分かっておられないのではないかと考えています。そこが大変不安なところです。

大学の状況を申し上げますと、「テレビ会議システム」というのは、例えば、佐賀大学では本庄地区と鍋島地区の2つにキャンパスが分かれていますので、その2つで集まって、テレビ会議の契約した機材を使ってやっていくというのが、基本「テレビ会議システム」です。

ですので、皆様が想像されているのは、ZOOMとかでオンラインで皆入ってというふうに考えておられるのではないかなと思うのですが、その辺りのところも含めて整理して規約に載せないと、例えば、中央最低賃金審議会と同じように「テレビ会議システム」をとか書いても、恐らくそれは難しいんじゃないかと思っています。

佐賀県の審議会等に出席しましても、「テレビ会議システム」でやりますと、佐賀県はちゃんと契約しているにも関わらず、やっぱり回線の都合上という相手方の回線の都合上だと思いますけれども、そういう不具合があったりするのです、そういうところも含めて整理をして、提案をしていただきたいと思っています。

このことについて反対しているわけではなく、そういう事情もあるので導入を考えて良いと思っっているのですが、皆様が考えておられる WEB 会議とちょっと違うんじゃないかなというところが、非常に心配なところですよ。

中央最低賃金審議会の運営規定には、カッコをして「映像と音声の送受信により相手の状況を相互に認識しながら通話をする事ができるシステムをいう」というふうに定義づけされているのですね。そのことが保証されていればできると思うのですが、その辺りをどのように保証していくのか、Zoom の会議であれば労働局の方できちんと契約された Zoom 回線を使うということが、保証できるのかとかですね。そういうリテラシーの問題なんですね。そこをまず少し考えていただきたい。

だから私は、他の九州の県の方々が規定の中に「テレビ会議システム」と入れているとすれば、そこまで考えたのかなという、ちょっと不安なところもありますので、他の県のこととか、中央最低賃金審議会のこととかそういったところも調べていただいて、御提案をいただくといいのかなと思います。

以上です。

富田会長

どうもありがとうございました。

ほかに御意見ございませんか。

(質問なし)

富田会長

それでは、皆様、今日はお疲れさまでした。

今日は、以上とさせていただきますと思います。

本日の議事録の署名は、労働者側が草場(薫)委員、使用者側は八谷委員にお願いしたいと思います。

それでは、皆様どうもありがとうございました。

閉会

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
